

改正個人情報保護法の非開示情報と情報公開条例の非公開情報との比較

【資料3】

情報	改正個人情報保護法	情報公開条例
生命等侵害情報	(1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	規定なし ※個人情報開示請求特有の非開示情報であり、情報公開法にも規定がない。
個人に関する情報	(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ <u>法令の規定</u> により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア <u>法令若しくは他の条例の規定</u> により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
法人等に関する情報	(2)ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 (2)ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、 <u>当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u>	(1)イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 (1)ウ 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報（ <u>当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。</u> ）
法人等に関する情報	(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を <u>害するおそれがあるもの</u>	(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を <u>害すると認められるもの</u>
外交関係情報	(4) <u>行政機関の長</u> が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	規定なし ※国の行政機関に係る非開示情報であり本市には当てはまらない。
公共の安全等に関する情報	(5) 行政機関の長又は <u>地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）</u> が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報	規定なし ※都道府県に係る非開示情報であり本市には当てはまらない。

情報	改正個人情報保護法	情報公開条例
審議・検討等に関する情報	(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、 <u>不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ</u> 又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす <u>おそれがあるもの</u>	(4) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。 <u>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u> ア 不服申立ての審査、あっせん、調停その他これらに類する紛争処理に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれる <u>と認められるもの</u> イ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不当に不利益を及ぼす <u>と認められるもの</u>
事務・事業に関する情報	(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に <u>支障を及ぼすおそれがあるもの</u>	(5)オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に <u>著しい支障を及ぼすと認められるもの</u>
	(7)イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ	規定なし ※公開請求に当たって左記のような情報があれば、上記(5)オにより非公開を検討することになる。
	(7)ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ	(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
	(7)ハ 監査、検査、取締り、試験又は <u>租税の賦課若しくは徴収に係る事務</u> に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を <u>困難にするおそれ</u>	(5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を <u>困難にすると認められるもの</u>
	(7)ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を <u>不当に害するおそれ</u>	(5)イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を <u>不当に害すると認められるもの</u>
	(7)ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を <u>不当に阻害するおそれ</u>	(5)ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行に <u>著しい支障を及ぼすと認められるもの</u>
	(7)ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に <u>支障を及ぼすおそれ</u>	(5)エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に <u>著しい支障を及ぼすと認められるもの</u>
	(7)ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	規定なし ※公開請求に当たって左記のような情報があれば、上記(5)オにより非公開を検討することになる。
法令秘情報	規定なし ※保護委員会の説明では、他の法令の規定により開示できない情報については、「法令秘情報」としてではなく、上記(1)～(7)のいずれかの非開示理由により、非開示となるとされている。	(6) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報